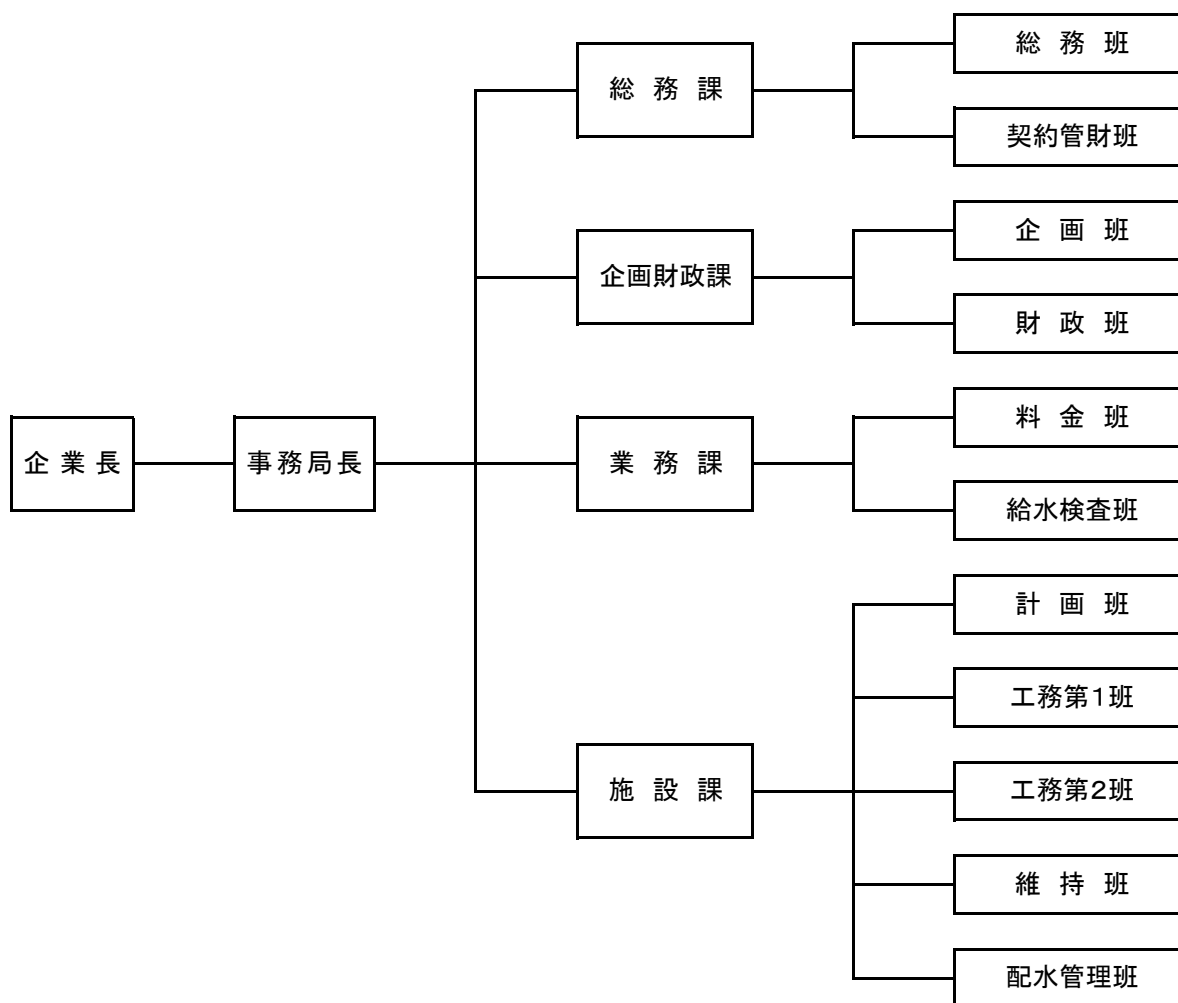


(1) 企業団機構図



(2) 事務局及び各施設の所在地

名 称	所 在 地
事 務 局	東金市家徳361-8
東 金 配 水 場	東金市大豆谷787-1
大 網 配 水 場	大網白里市小西925-2
成 東 配 水 場	山武市和田897
松 尾 配 水 場	山武市松尾町蕪木831-1
お 客 様 セ ン タ ー	東金市東上宿12-13

### (3)事務分掌

区分		事務分掌
総務課	総務班	<ol style="list-style-type: none"><li>1 規約に関する事。</li><li>2 条例、規則、規程の制定及び改廃に関する事。</li><li>3 告示又は公告に関する事。</li><li>4 議会に関する事。</li><li>5 文書に関する事。</li><li>6 公印の管守に関する事。</li><li>7 事務能率の改善に関する事。</li><li>8 職員の定数、任免、配置、分限、懲戒その他人事に関する事。</li><li>9 職員の給与等に関する事。</li><li>10 職員の研修に関する事。</li><li>11 職員の衛生管理及び福利厚生に関する事。</li><li>12 職員の公務災害に関する事。</li><li>13 千葉県市町村職員共済組合、千葉県市町村総合事務組合及び千葉県町村会に関する事。</li><li>14 審査請求その他不服申立に関する事。</li><li>15 情報公開に係る事務の総合調整に関する事。</li><li>16 個人情報保護に係る事務の総合調整に関する事。</li><li>17 危機管理の総合調整に関する事。</li><li>18 市町水道担当課長会議に関する事。</li><li>19 儀式に関する事。</li><li>20 渉外事務に関する事。</li><li>21 現金、有価証券及び担保物の出納保管に関する事。</li><li>22 前受金及び預り金の整理保管並びに精算に関する事。</li><li>23 収支証書類の整理保管に関する事。</li><li>24 財務諸表及び資金執行状況表の作成に関する事。</li><li>25 監査に関する事。</li><li>26 決算に関する事。</li></ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>27 業務状況の報告に関する事。</li> <li>28 資金計画に関する事。</li> <li>29 指定金融機関に関する事。</li> <li>30 その他経理全般に関する事。</li> <li>31 他の課・他の班に属しない事。</li> </ul>
	契約管財班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 競争入札参加資格審査及び指名業者の選定に関する事。</li> <li>2 入札及び入札保証金に関する事。</li> <li>3 工事その他の請負契約に関する事。</li> <li>4 工事(給水装置工事を除く。)の検査に関する事。</li> <li>5 契約保証金及び違約金に関する事。</li> <li>6 固定資産台帳の整理保管に関する事。</li> <li>7 資産の取得及び処分に関する事。</li> <li>8 事務所及びその附帯設備の維持管理に関する事。</li> <li>9 車両の総括管理に関する事。</li> </ul>
企画財政課	企画班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画に関する事。</li> <li>2 経営分析及び経営改善に関する事。</li> <li>3 水道料金制度及び加入金制度に関する事。</li> <li>4 運営委員会に関する事。</li> <li>5 統合、広域化の検討に関する事。</li> <li>6 用水供給に係る連絡協議会に関する事。</li> <li>7 広報宣伝の企画、実施に関する事(他の所管に属する事項を除く。)</li> <li>8 ホームページに関する事。</li> <li>9 水道の普及促進に関する事。</li> <li>10 統計資料の編さんに関する事。</li> <li>11 課所属車両の管理に関する事。</li> <li>12 課の庶務に関する事。</li> </ul>
	財政班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 予算の編成及び執行に関する事。</li> <li>2 予算の実施計画及び執行状況調査に関する事。</li> <li>3 財政計画に関する事。</li> </ul>

		<p>4 企業債台帳、一時借入金台帳の整理保管に関する事。</p> <p>5 企業債及び一時借入金の借入れに関する事。</p>
業務課	料金班	<p>1 料金及び手数料(料金の納入証明に係るものに限る。)の徴収に関する事。</p> <p>2 検針計画に関する事。</p> <p>3 使用水量の審査及び認定に関する事。</p> <p>4 料金の減免及び還付に関する事。</p> <p>5 料金の滞納整理に関する事。</p> <p>6 給水停止に関する事。</p> <p>7 受益者からの諸届の受付に関する事。</p> <p>8 収納取扱金融機関に関する事。</p> <p>9 料金徴収業務の委託に関する事。</p> <p>10 料金徴収システムに関する業務処理、維持管理等に関する事。</p> <p>11 お客様センターに関する事。</p> <p>12 口座振替の促進に関する事。</p> <p>13 課所属車両の管理に関する事。</p> <p>14 課の庶務に関する事。</p>
	給水検査班	<p>1 給水装置工事の設計、審査及び承認に関する事。</p> <p>2 給水装置の構造及び材質の基準に関する事。</p> <p>3 給水装置工事承認申請書の整理保管に関する事。</p> <p>4 加入金及び手数料(料金班において所掌するものを除く。)の徴収に関する事。</p> <p>5 給水装置工事に伴う占用申請に関する事。</p> <p>6 指定給水装置工事事業者に関する事。</p> <p>7 貯水槽水道に関する事。</p> <p>8 量水器に関する事。</p> <p>9 給水装置工事の検査に関する事。</p> <p>10 山武郡市広域水道企業団給水条例(平成10年条例第1号)第40条及び第41条の規定による過料に関する事。</p>

施設課	計画班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の拡張及び改良計画に関する事。</li> <li>2 老朽水道施設の改良計画に関する事。</li> <li>3 水道施設の災害対策及び耐震化計画に関する事。</li> <li>4 緊急時における応急給水計画に関する事。</li> <li>5 水需要計画に関する事。</li> <li>6 水道技術の調査研究に関する事。</li> <li>7 水道施設の図面の整理保管に関する事。</li> <li>8 管路情報システムに関する事。</li> <li>9 水道施設台帳に関する事。</li> <li>10 開発行為に伴う協議及び給水依頼に関する事。</li> <li>11 開発負担金に関する事。</li> <li>12 水道施設の規格及び工事用資器材の選定に関する事。</li> <li>13 災害用資器材の備蓄計画及び出納保管に関する事。</li> <li>14 課所属車両(配水管理班配置車両を除く。)の管理に関する事。</li> <li>15 課(配水管理班を除く。)の庶務に関する事。</li> </ol>
	工務第1班 工務第2班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の建設改良工事(維持班及び配水管理班が所掌するものを除く。)に係る調査、設計、監督及び精算に関する事。</li> <li>2 水道施設の大規模修繕に関する事。</li> <li>3 建設改良工事に伴う渉外及び補償に関する事。</li> <li>4 配水管申請者施行工事に伴う審査及び指導、監督に関する事。</li> <li>5 設計積算基準及び資材等単価に関する事。</li> <li>6 占用申請(給水装置工事に伴うものを除く。)及び更新に関する事。</li> <li>7 受託工事に関する事。</li> </ol>
	維持班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 配水管及び給水装置(公道部分に限る。以下「配水管等」という。)の維持管理に関する事。</li> <li>2 小規模な水道施設の建設改良工事に係る調査、設計、監督及び精算に関する事。</li> <li>3 配水管等の漏水に関する事。</li> <li>4 配水管等の破損等に伴う損害賠償請求に関する事。</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 配水管等修繕用資器材の出納保管に関する事。</li> <li>6 消火栓の設置及び維持管理に関する事。</li> <li>7 水質の相談に関する事。</li> </ul>
配水管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 受水量及び配水量の統計管理に関する事。</li> <li>2 受水、配水計画の立案及び調整に関する事。</li> <li>3 水質の保全及び検査に関する事。</li> <li>4 配水場の運転管理に関する事。</li> <li>5 配水施設の維持管理に関する事。</li> <li>6 電気及び機械設備の改良工事に係る調査、設計、監督及び精算に関する事。</li> <li>7 自家用電気工作物の保安に関する事。</li> <li>8 配水管理班配置車両の管理に関する事。</li> <li>9 配水管理班の庶務に関する事。</li> </ul>